

議案第 28 号

調布市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

占用料の額を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

調布市道路占用料等徴収条例（昭和47年調布市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「算出した」を「算定した」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（調布市道路占用料徴収条例の廃止）」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「（調布市道路占用料徴収条例の廃止に伴う経過措置）」を付し、附則に次の3項を加える。

（単位占用料額の特例）

5 1の年度内の占用に係る占用料の額の算定の基礎となる単位占用料額について、別表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分に応じ、同表単位占用料額の欄に定める額が、当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区分における単位占用料額に100分の120を乗じて得た額（以下「特例額」という。）を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、特例額を当該年度内の占用に係る単位占用料額とする。

（端数処理）

6 特例額に、次の各号に掲げる特例額の桁数の区分に応じ、当該各号に定める額未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 2桁 1円

(2) 3桁及び4桁 10円

(3) 5桁 100円

（単位占用料額の特例の適用除外）

7 附則第5項の規定は、別表単位占用料額の欄において単位占用料額が近傍類似の土地の時価を基礎として定められている占用物件に係る単位占用料額には、適用しない。

別表占用物件の項から令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項までを次のように改める。

占用物件種別		単位	単位占用料額
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	3,040
	第二種電柱		4,680
	第三種電柱		6,310
	第一種電話柱		2,720
	第二種電話柱		4,350
	第三種電話柱		5,990
	その他の柱類		270
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	27
	地下電線その他地下に設ける線類		16
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,660
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,630
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,440
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,600
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,440	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		490
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		650

	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			1,140	
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの			1,630	
	外径が 1メートル以上の もの			3,260	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき 1年		5,440	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき 1年		5,440	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.003を乗 じて得た額	
		階数が2の もの		Aに0.005を乗 じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.006を乗 じて得た額	
	上空に設ける通路			6,340	
	地下に設ける通路			3,800	
	その他のもの			5,440	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日		120	
	商品置場その他これに類 するもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年		12,600	
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる物 件	看板(アーチ式であるも のを除く。)	表示面積1平方 メートルにつき 1年		12,600	
	標識	1本につき1年		4,350	
	旗ざお及び 幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1日		120
		その他のも の	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1年		12,600
	アーチ式工 作物	車道を横断 するもの	1基につき1年		126,900
その他のも の				63,400	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占用面積1平方 メートルにつき 1年		12,600	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方 メートルにつき		5,440	

別表令第7条第12号に掲げる器具（同条第9号に掲げる施設に設けるものを除く。）の項中「2, 730」を「Aに0.024を乗じて得た額」に改める。

別表備考第7項中「ときは、」を「ときは、これを」に改め、同表備考第8項中「占用料の」を「単位占用料額の欄に掲げる」に、「さらに」を「更に」に、「1月として」を「これを1月として」に改め、同表備考第9項を次のように改める。

9 この表に定めるところにより算定した額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとし、その額が100円未満である場合は、100円とする。

別表備考に次の1項を加える。

10 占用の期間が翌年度以降にわたる場合における占用料の額は、当該占用の期間における年度ごとにこの表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市道路占用料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。

3 平成27年度内の占用に係る占用料の額の算定の基礎となる単位占用料額について、改正後の条例別表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分と同一の区分が、同年度の前年度の末日においてない場合における平成27年度内の占用に係る単位占用料額に関する改正後の条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該区分」とあるのは、「当該区分に相当する

区分」とする。